

**令和6年7月9日からの
大雨による災害
支援制度一覧**

松江市

目 次

証明書の交付

- ・罹（り）災証明書の交付 1
- ・被災届出証明書の交付 1
- ・救急搬送証明の交付 1

見舞金・給付金等の受け取り

- ・松江市災害見舞金 2
- ・松江市災害弔慰金 2
- ・松江市災害障害見舞金 2
- ・被災者生活再建支援制度 3
- ・児童扶養手当等の特別措置 4
- ・児童手当の特別措置 4
- ・就学援助制度（小・中・義務教育学校） 5

生活再建資金の借入れ

- ・母子・父子・寡婦福祉資金 6
- ・松江市災害援護資金の貸付 6

お住まいの斡旋・修繕等

- ・市営住宅の斡旋及び減免 8

市税・使用料等の免除

- ・固定資産税・都市計画税の減免 9
- ・市県民税の減免 9
- ・市県民税雑損控除 9
- ・市税の徴収猶予 9
- ・国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免並びに
国民年金保険料の免除 10
- ・後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 . . . 10
- ・介護保険料の徴収猶予・減免 10
- ・介護保険利用者負担額の減免 11
- ・障がい者福祉サービス利用者負担額の減免 11
- ・認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の保育料の減免・ 11
- ・被災ごみの処理手数料の減免 12
- ・松江市児童クラブ使用料の減免 12

学校関連

- ・災害に伴う教科用図書申請（小・中・義務教育学校） 13

証明書の交付

制度の名称	罹（り）災証明書の交付（自然災害）
支援の種類	交付
支援の内容	●家屋の被害程度を認定し、被災者支援制度等に必要な証明書を交付
対象となる方	自然災害により家屋に被害を受けた方
備考	本人確認書類が必要 手数料無料
問合せ先	固定資産税課 ☎ 5 5 - 5 1 6 2

制度の名称	被災届出証明書の交付
支援の種類	交付
支援の内容	●ご加入の保険会社に提出を求められる、被災したことがわかる証明書などの交付
対象となる方	非住家及びカーポート等に軽微な被害を受けた方 車両や家財等に被害を受けた方
備考	本人確認書類や被災状況がわかる写真などが必要 手数料無料
問合せ先	防災危機管理課 ☎ 5 5 - 5 1 1 5

制度の名称	救急搬送証明の発行
支援の種類	発行
支援の内容	●保険申請等に必要な証明書を発行
対象となる方	救急搬送された方
備考	発行手数料300円が必要
問合せ先	松江市消防本部警防課 ☎ 3 2 - 9 1 3 2

見舞金・給付金等の受け取り

制度の名称	松江市災害見舞金	
支援の種類	給付	
支援の内容	ア：居住する住家の全壊、全焼、流失 イ：居住する住家の半壊、半焼 ウ：居住する住家の床上浸水 エ：死亡 オ：負傷	1世帯につき5万円 1世帯につき3万円 1世帯につき2万円 1人につき10万円 1人につき1万円
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●上記ア、イ、ウについては、災害発生時に、実際に居住していた住家の世帯主（空き家は対象となりません） ●災害弔慰金、災害障害見舞金の適用を受けていない方 	
備考	罹災証明（写しでも可）が必要	
問合せ先	健康福祉総務課 ☎55-5302	

制度の名称	松江市災害弔慰金	
支援の種類	給付	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡されたご遺族に対して、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方（松江市に住民登録のある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。（①～⑤の人がいずれもない場合で、死亡者と同居等をしていた兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹に支給されます。） <p>※対象となる災害は、国の制度の対象となる自然災害（政令第1条に規定する災害）です。</p>	
備考		
問合せ先	健康福祉総務課 ☎55-5302	

制度の名称	松江市災害障害見舞金	
支援の種類	給付	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が生計を主として維持していた場合：250万円 ・その他の場合：125万円 	

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、国の制度の対象となる自然災害（政令第1条に規定する災害）です。
備考	医師の診断書が必要
問合せ先	健康福祉総務課 ☎55-5302

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																					
支援の種類	給付																																					
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。（国・県制度） ●支給額は、（1）及び（2）の支援金の合計額となります。（世帯主が一人の場合は3/4） ●所得制限はありません。 <p>（1）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>（2）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>①全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②中規模半壊の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>③半壊の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>実費（上限100万円）</td> </tr> </table> <p>④準半壊の場合（県制度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>実費（上限40万円）</td> </tr> </table>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	100万円	100万円	25万円	住宅の再建方法	補修	支給額	実費（上限100万円）	住宅の再建方法	補修	支給額	実費（上限40万円）
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																			
支給額	200万円	100万円	50万円																																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																			
支給額	100万円	100万円	25万円																																			
住宅の再建方法	補修																																					
支給額	実費（上限100万円）																																					
住宅の再建方法	補修																																					
支給額	実費（上限40万円）																																					

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●国の定める自然災害により、被災された世帯 ①住宅が「全壊」（損害基準判定 50%以上）した世帯 ②住宅が半壊（損害基準判定 20%以上 50%未満）、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間継続」している世帯 ④住宅が、半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯：損害基準判定 40%以上 50%未満） ⑤住宅が、半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯：損害基準判定 30%以上 40%未満） ⑥住宅の損害の割合が、20%以上 30%未満である世帯（半壊世帯） ⑦住宅の損害の割合が、10%以上 20%未満である世帯（準半壊世帯）
備考	
問合せ先	生活福祉課 ☎ 5 5 - 5 0 3 5

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	●各種手当の受給者世帯
備考	各種手当の被災状況書が必要
問合せ先	子育て給付課 ☎ 5 5 - 5 3 3 5（児童扶養手当） 障がい者福祉課 ☎ 5 5 - 5 9 4 5 （特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当）

制度の名称	児童手当の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童手当の認定請求・額改定・現況届の特例措置を講じます。
対象となる方	●受給者
備考	相談が必要
問合せ先	子育て給付課 ☎ 5 5 - 5 3 2 6

制度の名称	就学援助制度（小・中・義務教育学校）
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費等の援助を行う。
対象となる方	土地、建物等に被害を受け、生計の維持が著しく困難となった方
備考	事情を明らかにする書類（市税減免通知書等）が必要
問合せ先	学校教育課 ☎ 5 5 - 5 4 1 6

生活再建資金の借り入れ

制度の名称	母子・父子・寡婦福祉資金
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭（父子家庭）や寡婦を対象に、経済的自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭（父子家庭）及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付の日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下いずれかに該当する方） <ul style="list-style-type: none"> ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子・父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下いずれかに該当する方） <ul style="list-style-type: none"> ①父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） ②母子・父子福祉団体（法人） ●寡婦福祉資金（以下いずれかに該当する方） <ul style="list-style-type: none"> ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
備考	
問合せ先	子育て給付課 ☎55-5942

制度の名称	松江市災害援護資金の貸付																				
支援の種類	貸付																				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、生活再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">①療養に要する期間が概ね一ヶ月以上である世帯主の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア：家財の損害及び住居の損害なし</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ：家財の損害があり、かつ住居の損害なし</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ：住居が半壊</td> <td>270万円（350万円）</td> </tr> <tr> <td>エ：住居が全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア：家財の損害があり、かつ住居の被害なし</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ：住居が半壊</td> <td>170万円（250万円）</td> </tr> <tr> <td>ウ：住居が全壊（エの場合を除く。）</td> <td>250万円（350万円）</td> </tr> <tr> <td>エ：住居全体が滅失若しくは流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>※（）の金額は被災住宅の立て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊す場合等、特別な事情がある場合に適用</p>	①療養に要する期間が概ね一ヶ月以上である世帯主の負傷がある場合		ア：家財の損害及び住居の損害なし	150万円	イ：家財の損害があり、かつ住居の損害なし	250万円	ウ：住居が半壊	270万円（350万円）	エ：住居が全壊	350万円	②世帯主に負傷がない場合		ア：家財の損害があり、かつ住居の被害なし	150万円	イ：住居が半壊	170万円（250万円）	ウ：住居が全壊（エの場合を除く。）	250万円（350万円）	エ：住居全体が滅失若しくは流失	350万円
①療養に要する期間が概ね一ヶ月以上である世帯主の負傷がある場合																					
ア：家財の損害及び住居の損害なし	150万円																				
イ：家財の損害があり、かつ住居の損害なし	250万円																				
ウ：住居が半壊	270万円（350万円）																				
エ：住居が全壊	350万円																				
②世帯主に負傷がない場合																					
ア：家財の損害があり、かつ住居の被害なし	150万円																				
イ：住居が半壊	170万円（250万円）																				
ウ：住居が全壊（エの場合を除く。）	250万円（350万円）																				
エ：住居全体が滅失若しくは流失	350万円																				

	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付利率：年1%（措置期間中は無利子） ●措置期間：3年以内（特別の場合は5年） ●償還期間：10年以内（措置期間を含む） 												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●下記のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流失 ●所得制限があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">世帯人員</td> <td>市民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害でその区域内において災害救助法が適用された災害その他政令で定める災害</p>	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。
世帯人員	市民税における前年の総所得金額												
1人	220万円												
2人	430万円												
3人	620万円												
4人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。												
備考	保証人、所得証明、負傷している場合は診断書等が必要												
問合せ先	健康福祉総務課 ☎55-5302												

お住まいの斡旋・修繕等

制度の名称	市営住宅の斡旋及び減免
支援の種類	斡旋、減免
支援の内容	● 6ヶ月以内の期間、市営住宅への入居が可能 引き続き入居を希望する場合は、一定の要件を満たす必要有り ● 家賃1/2減額（6ヶ月） ● 敷金免除（6ヶ月）
対象となる方	建物等に被害を受けた方
備考	罹災証明書等が必要
問合せ先	住宅政策課 ☎ 5 5 - 5 3 4 4

市税・使用料等の免除

制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●土地・家屋、償却資産の減免（被害程度により4/10～全部の割合） ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	固定資産税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	固定資産税課 ☎55-5162

制度の名称	市県民税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被害程度・所得に応じて1/8～全部の割合を減免。 ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	市県民税納税義務者で、住宅または家財に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	市民税課 ☎55-5151

制度の名称	市県民税雑損控除
支援の種類	軽減
支援の内容	●資産が災害等によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合は、当該年分の所得から差し引くことができる。（税申告が必要）
対象となる方	市県民税納税義務者で、被災され資産が損害を受けたり災害関連の支出をされた方
備考	
問合せ先	市民税課 ☎55-5151

制度の名称	市税の徴収猶予
支援の種類	徴収猶予
支援の内容	●最長1年間の猶予。ただし、被害を受けた日以降に納期限が到来する市税
対象となる方	市税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	税務管理課 ☎55-5143

制度の名称	国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免並びに国民年金保険料の免除
支援の種類	徴収猶予、減免、免除
支援の内容	<p>①国民健康保険料の徴収猶予・減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予：6ヶ月以内 ・減免：被害の程度、所得に応じて減額 <p>②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予：6ヶ月以内 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、原則として3ヶ月以内（最大6ヶ月） <p>③国民年金保険料の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の程度、所得に応じて免除
対象となる方	国民健康保険被保険者で、災害により障がい者となった方または建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方。国民年金被保険者で災害により財産に相当な被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方。
備考	
問合せ先	保険年金課 ☎55-5269（国民健康保険料）・5265（一部負担金）・5263（国民年金保険料）

制度の名称	後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	<p>①保険料の徴収猶予・減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予：6ヶ月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 <p>②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予：6ヶ月以内 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、6ヶ月以内
対象となる方	後期高齢者医療制度の被保険者で、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	保険年金課 ☎55-5325

制度の名称	介護保険料の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料の徴収猶予：6ヶ月以内 ●保険料の減免：損害額の程度により保険料を12ヶ月以内の期間で1/4～全額減免
対象となる方	介護保険被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	介護保険課 ☎55-5930

制度の名称	介護保険利用者負担額の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●要介護（支援）被保険者、総合事業対象者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担額の全額または半額を免除する。
対象となる方	要介護（支援）被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	介護保険課 ☎ 5 5 - 5 9 3 3

制度の名称	障がい者福祉サービス利用者負担額の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●障がい者福祉サービスを受けている人または生計を主として維持している人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担等1割の全額または半額を免除する。
対象となる方	障がい者福祉サービスを受けている人または生計を主として維持している人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	
問合せ先	障がい者福祉課 ☎ 5 5 - 5 0 5 4

制度の名称	認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の保育料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、損失額（保険金等を控除したもの）を考慮して保育料を再計算し、最大で5割を上限に減免するもの ●減免事由が発生した日の属する月の翌月から起算して最大で6か月間
対象となる方	認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の在籍児童
備考	
問合せ先	保育所幼稚園課 ☎ 5 5 - 5 3 1 2

制度の名称	被災ごみの処理手数料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●自然災害で被災された家庭で生じたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免するもの。</p> <p>※事前の申請が必要です。</p> <p>※店舗兼住宅では住宅部分のみ、賃貸住宅では家財のみが対象となります。</p> <p>※事業系のごみや産業廃棄物は対象となりません。</p>
対象となる方	被災された方
備考	罹災証明書または被災届出証明書（いずれも写しでも可）が必要
問合せ先	施設管理課 ☎ 5 5 - 5 2 7 2

制度の名称	松江市児童クラブ使用料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、市長が定める額を減免（延長に係る使用料を除く）
対象となる方	公設児童クラブの利用者
備考	
問合せ先	生涯学習課 ☎ 5 5 - 5 3 1 1

学校関連

制度の名称	災害に伴う教科用図書申請(小・中・義務教育学校)
支援の種類	損失教科書の再交付
支援の内容	●災害に見舞われ教科書を損失し、経済的に購入が困難な児童・生徒に、教科書協会から再交付を行う。
対象となる方	被災された世帯のうち、要保護・準要保護世帯 (災害救助法が適用された場合は、被災された全ての世帯)
備考	「教科用図書再交付申請書」の提出が必要です
問合せ先	学校教育課 ☎55-5416